

景観づくりの手引き

平成 15 年 3 月

青森県

目次

序章	p. 1
1. 本書の目的	p. 1
2. 本書の構成	p. 1
 第1章 景観づくりの意義	p. 2
1. 景観づくりがもたらすもの	p. 2
2. 景観づくりにおける行政と住民等の役割	p. 3
 コラム	p. 5
 第2章 景観を学ぶ	p. 6
1. 景観を捉えるための基礎知識	p. 7
2. 景観の現況調査	p. 15
 第3章 景観づくりを考える	p. 19
1. 景観づくりの目標・方針の検討	p. 19
2. 景観づくりの方向性の類型	p. 21
 第4章 景観づくりを実行する（市町村景観施策事例集）	p. 25
 参考資料	p. 60
1. 県の地域景観づくり支援施策	p. 60
2. ガイドプラン等	p. 61
3. 参考文献	p. 62

景観づくりの手引き

平成15年3月

企画・発行：青森県環境生活部文化・スポーツ振興課 景観グループ

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

TEL：017-722-1111（内線3523）

017-734-9208（直通）

製 作：(株) プレック研究所

序章 本書の目的と構成

1. 本書の目的

本書は、市町村の景観行政担当職員の方々に、地域の景観づくりの手引きとして使っていただくために作成しました。景観に関する基礎的な知識、景観の現況調査、景観づくりの目標・方針の設定について説明し、具体的な事例を示しています。地域の特色を生かした景観づくりに取り組む際に役立ててください。

2. 本書の構成

本書の構成は、以下のようになります。

第1章 景観づくりの意義

景観づくりの目的と及ぼす効果について明らかにするとともに、景観づくりに関わる人々の役割について述べます。



第2章 景観を学ぶ

景観づくりを行うために必要な基礎的な知識である、景観を捉えるための知識、景観を調査する方法について述べます。



第3章 景観づくりを考える

景観づくりの施策を課題や方針に対応した形で行うための施策の類型を明らかにします。



第4章 景観づくりを実行する

今後、各市町村が具体的な景観づくりの施策、事業を行う際の参考となるよう、第3章の景観づくりの類型に基づきながら具体的な施策・事業例を示します。

第1章 景観づくりの意義

1. 景観づくりがもたらすもの

近年、人々の生活環境に対する意識は、「ゆとり」や「うるおい」など、「心の豊かさ」をも求めるものへと変化しており、この「心の豊かさ」を実感させる不可欠な要素として、「優れた景観」が重要視されるようになりました。

景観は、地域の歴史や文化の積み重ねが目に見える形となって表れたものです。例えば、その町が古くからの漁業の町であれば、その産業を支えた町並みや施設が残り、漁を行うために必要な独特の生活習慣も残ります。

そのような独自性を持った、地域の歴史や文化を活かしながら景観づくりを進めることで、住民は郷土を今まで以上に意識し、「地域への愛着、誇り」をより強く持つことにつながります。

そして、景観づくりの結果として生まれる良好な景観は、そこに暮らす人々にゆとりや潤い、さらには、生き生きとした快適な生活をもたらします。そのような住民の暮らしのあり様や「地域への愛着、誇り」は、外部の人からはその地域の魅力として映り、多くの人々を引き寄せるようになります。

このように、景観づくりを行うことが地域の活力に結びついて行きます。



広々とした一面の菜の花畠



地域を特徴づける岩木山への眺望



地域の「誇り」の美しい生け垣

2. 景観づくりにおける行政と住民等の役割

景観づくりに限らず、行政と住民が協働していくことは普通のことになりつつあります。特に景観はその構成要素の大部分が民間の建物や土地利用であり、そのような私的空間も先導的な役割が期待される公共的空間とともに、景観形成上の重要な役割を担っています。したがって、景観づくりは行政と住民がうまく役割を担いながら、共に参加することが重要です。

(1) 行政が担う役割

①景観づくりの環境づくり

景観づくりにおいて、行政が果たすべき役割は大きく2つあります。1つは景観づくりを実行するための環境づくりとも言えるものです。それらの内容としては以下のようない項目があります。

○景観づくりの制度の整備

条例や要綱等の法的な位置づけを設定したり、景観づくりを進めるための計画、方針、ガイドライン等を策定することがあげられます。

○人材育成

地域の景観づくりを自分達の手で行うことができる人材、行政といっしょになって取り組むことができる人材を育成すること、住民や事業者等に対する景観づくりについての啓発を図っていくことは行政の役割として重要です。

②公共事業による景観づくり

行政が果たすべきもう一つの役割として、公共事業による景観づくりがあります。公共事業は建物整備だけでなく、道路や公園、河川、港湾等多岐にわたります。大規模な施設も多く、景観に与える影響も大きいと言えます。これらの事業において、地域の景観づくりの方針に沿った先導的施設として整備していくことは事業主体としての行政の重要な役割です。

(2) 住民・事業者等が担う役割

地域の景観づくりの主役は、その地域で日々の生活、経済活動を行っている住民・事業者です。景観づくりの主役である住民・事業者が景観づくりの中で果たす役割には、以下のような項目があります。

①民間施設整備による景観づくり

住民・事業者等がつくる住宅からビルや工場、農業・漁業施設等が景観の大きな部分を占めています。これらが地域の良好な景観をつくっていくよう配慮することは住民・事業者の重要な役割です。

②住民活動等による景観づくり

住宅の周囲や事業所の緑化等の美しさや潤いの演出、地域の清掃や公園、沿道への植栽等の美化運動等、住民・事業者等が行う活動は地域の景観をつくっていく上で重要な役割を果たしています。

③柔軟な発想による景観づくり

行政にはない柔軟な発想による景観づくりのアイディアを出し、個性ある景観づくりを進めていくことは住民や事業者ならではの役割と言えます。

(3) 行政と住民・事業者等との協働

①景観づくりに関する計画の立案

地域全体が協力して景観づくりを行うためには、できるだけ多くの関係者が納得する計画が必要です。そのためには行政・住民・事業者等が一体となって計画づくりに関わり、それぞれの立場で可能な役割を果たしていくことが重要です。

②景観づくりに関する啓発等

景観づくりを進めるためには、行政、住民・事業者等を問わず、景観づくりに関する関心を高め、知識を深めていかなければなりません。そのためのイベントや研修等を行って、行政・事業者等が共に進めることが必要だと考えます。

コラム

景観を「たべる」楽しみとは

弘前大学教育学部教授 北原 啓司

市町村景観行政担当者会議の場で講演することになり出席した際、ある町の担当の方が次のような質問をしていました。「私は企画課の所属で景観の専門知識があるわけではない。プロがつくったものに対してあれこれ言いにくいのだが……。」

各市町村で景観行政を担当されている方は、景観や色彩について専門的に学んだことのない方がほとんどだと思います。しかし、景観についての専門知識がない方が景観行政を担当することは決して悪いことではないと思います。

私は景観の専門家を景観を「つくる人」、景観の専門家ではない人を景観を「たべる人」という言葉で表現しています。なぜなら、景観の専門家ではなくても私達は景観をたべさせられているからです。

行政だけではなく住民も、景観をたべる人として良い景観をつくっていく必要があります。たべる人は自分達が身近に持っている素材が景観資源としていくらでも使えるということを提供していく形で景観づくりに参加できます。「たべる」プロであるからこそ気づく景観資源=宝物があります。大事なことは自分達も景観に関わることができるということを住民の方々に意識してもらうことです。住民の心がけ次第で景観が良くも悪くもなることに気づいてもらわなければなりません。たべる人達の役割はとても大事なのです。

この「景観をたべる」という感覚が行政には不足していると思います。景観の専門家ではないから、プロがつくったものに対してどうこう言えないというのではなく、気づく心や変だと思う心、これはおいしそうだと思う心を行政の皆さんに磨いてほしい。景観をたべる眼を地域の人達と共有することが景観行政で最も大事なことだと思います。行政の方には「つくる人」が「たべる」ことを忘れず、「たべる」側と同じ目線を持ち「これは気になるな」という発想である種のセンサーを輝かせる人になってほしいのです。

私は、身近な景観をたべながら育てていく人のことを「景観人」と呼んでいます。行政も住民も景観人です。景観をたべる景観人を育む教育こそ、景観行政の切り札です。景観をつくることを担える人材、景観をたべる人、舌の肥えた景観人を養成すべきです。景観人を養成しながら地域の景観を豊かにしていきましょう。そして行政も景観をたべる人としてのセンスを磨きながら住民と一緒に動いていきましょう。行政の皆さんのが、景観を「つくる人」ではなく景観を「たべる人」の眼を持つことから景観行政が進んでいくのだと思います。

第2章 景観を学ぶ

・「景観づくり」は難しくない

最初は多くの人が「景観づくり」の内容がわからず、難しいものではないかと考えがちです。実は、「景観づくり」は要点を押さえれば、決して難しいものではなく、今まで埋もれていた地域の力を活かして、地域の活力を作る有効な方法となります。

要点を押さえるとは、景観を単に好き嫌いで判断するのではなく、基本的な知識を習得した上で地域の景観を客観的に見つめ直し、特徴や課題を理解することです。景観を学ぶことにより、伸ばしていきたい長所や改善したい問題点などが明確になり、効果的に景観づくりを行うことができるようになります。

・「景観づくり」は多様な人やものが関係するから魅力のあるものとなる

景観は行政が何か事業を行ったり、法令・計画・基準を作ったりするだけでは、完成しません。事業者、地域に住んでいる人、場合によっては地域に観光でやってきた人たちまで関係して、創っていくものなのです。また、地域の自然、日々作られていく施設、日々の産業による活動、地域の歴史や文化、季節の移り変わり等、地域のすべてが関わってくると言っても過言ではありません。このような多様な要素が関係してくるからこそ、様々な魅力あふれる景観づくりが可能なのです。

1. 景観を捉えるための基礎知識

(1) 景観とは

景観とは単に物理的なものの眺めだけではありません。景観が成立するためには、「人が見る」ということが必要です。つまり、物理的なものの眺め（＝景）を人間が感じること（＝観）によって成立します。

良好な景観とは単に「きれいな物理的眺め」ではなく、見る人が「良好と感じる眺め」であることが必要なのです。大自然の眺望の中にいかに優れたデザインの建築物が建っていても、見るものが大自然の眺望を望んでいれば、その建築物は良好な景観を阻害する要因となるのです。景観とは物理的な眺めと見る側の相互の関係で成り立っているのだということに留意しておく必要があります。

(2) 景観の構成要素

①緑

緑は自然の豊かな地域の景観では、ほとんどの場合に主要な景観構成要素として存在します。

緑は景観の背景となることが多いですが、新緑や紅葉の時期には景観の主体となり、地域の特徴を表現する重要な景観構成要素となります。

また、施設外構の植栽は施設主体の景観に潤いを与える要素として、また景観的な阻害要因を和らげる重要な役割を果たします。



②水

水は、大きな広がりを持つ場合は景観の背景となることがあります、その変化に富む表情から、景観の主体と感じられることも多くあります。

特に特定の方向に眺望が開けている場合は、眺望の対象として重要な役割を果たします。



③建築物、工作物等

建築物、工作物等は自然景観や、周囲の町並みを背景として、景観の主体となることが多く、特に歴史や文化等を強く表現する景観構成要素です。

また、単体としてだけでなく、複数で集落や町並み等として景観の主体となり、遠景におけるビル群などであれば背景ともなります。



④季節の移ろい

季節の移ろいは、自然景観では特に重要で、季節の変化に伴い、景観は大きく変化します。季節の移ろいには、地域の気候と植生が大きく影響します。

青森県内では冬季には「雪化粧」された景観が地域の大きな特徴となり、春や夏には水田や牧草地の緑が映え、山々に花の咲く景観となります。秋には紅葉が山肌に映える景観も生じます。これらの季節毎に現れる景観も地域の景観を構成する要素となります。



⑤お祭りやイベント

お祭りやイベントは、地域の最も「ハレ」の姿と言えます。いつもは静かな町でもお祭りやイベントの時は、地域が隠し持っていた人々の個性や文化、歴史の表情が強く現れ、個性的な景観を創り出します。

これらの非日常的な要素も地域の個性ある景観を構成する要素となります。



(3) 景観資源

景観を構成する景観資源は点、線、面という形態や、自然系、歴史・文化系、生活・産業系、眺望系という質によって分類することができます。これは分類の一例ですが、景観資源を表で分類したり、分布を図で整理することにより、地域の景観の特徴を捉えやすくなります。

また、お祭りやイベントなど図化することが難しいものは、表により整理しておくことも考えられます。

■表ー主な景観資源の例

	点	線	面
自然系	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂 ・池、島 ・大木、高木 ・天然記念物 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・稜線 ・河川、海岸線 ・山裾の樹林地境界 	<ul style="list-style-type: none"> ・平地、台地 ・大きな湖沼、海 ・広がりを持つ樹林地や農地
歴史・文化系	<ul style="list-style-type: none"> ・主な寺社、歴史的建造物 ・遺跡、史跡 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並み（街道沿い等） ・街道 ・掘割り、運河 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並み（城下町等、面的な広がりを持つもの）
生活・産業系	<ul style="list-style-type: none"> ・主な公共施設 ・交通ターミナル ・主な橋梁 ・主な公園 ・特徴ある大規模施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路 ・通りに沿った商店街 ・鉄道 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業区域 ・中心商業地 ・工業地
眺望系	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場（展望台等） ・ランドマーク ・アイストップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビスタ ・シークエンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・パノラマ

■表ーお祭りやイベントの例

歴史・文化系	<ul style="list-style-type: none"> ・神社・寺院等の祭礼、祭事等 ・その他の歴史的行事
生活・産業系	<ul style="list-style-type: none"> ・花祭り、夏祭り、雪祭り、紅葉狩り等

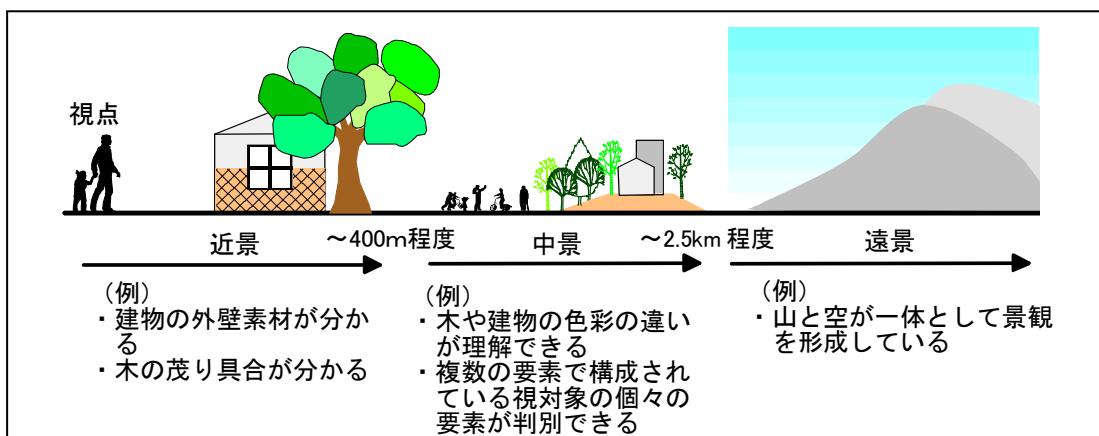
(4) 景観の捉え方

視点（人間）と視対象（見る対象）の関係から、「近景・中景・遠景」という距離による景観の見え方の違いによる景観の捉え方と、視点場の種類や眺望の構造による「視点場と眺望」という2種類の景観の捉え方を示します。

① 「近景・中景・遠景」（距離による見え方の違いによる景観の分類）

視点を固定させ、視対象の見え方の変化を区別して景観を捉えると、近景・中景・遠景に区別することができます。下の図におよその距離を示していますが、「近景・中景・遠景」は、単純な距離的な区別ではなく、その景観の見え方の違いによる区別です。

■図一 近景・中景・遠景の説明図



○近景

近景は、視対象の意匠や素材、表面の仕上げを理解することができ、構成要素の動きなどを理解することができる程度の景観です。例としては、木々の葉の茂り具合や桜の咲き具合まで確かめられる状態であり、建物であれば、その建物の外装の種類までも理解できる状態といえます。

○中景

中景は、視対象自体に明暗や色彩の違いを認識することができ、視対象自体の形態や意匠、動きや構成要素の配置等を理解できる程度の景観です。例としては、重なり合う山々の山肌の違いや植生の違いによる色彩の違いや、複数の建物の壁面、屋根の形態や色等により構成された町並み等がこれに該当します。

○遠景

遠景は、視対象と背景が一体となって見える景観で、視対象と背景とのコントラストや視対象のアウトラインによって構成される景観です。したがって、施設の配置や規模、形態といった要素が重要となってきます。例としては、遠く離れた山並みや海上に浮かぶ島影、ビル群への景観があります。これらの景観では、空と山や島、ビル群が明暗のコントラストによって区別され、山や島の稜線やビル群のシルエットが形成するラインが明確な形態として意識されます。

②「視点場と眺望」(視点場の種類と眺望の構造による景観の分類)

a. 視点と視点場

視点場とは視点が位置する場所のことです。視点は景観を見る人間自身であり、視点場は視点である人が位置する場所を指します。

b. 移動する視点場からの眺望

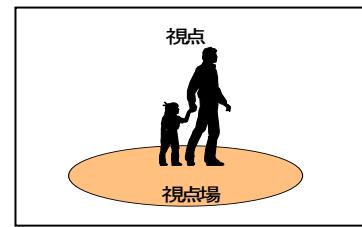
この視点場には、展望台のように固定したものもあれば、車両等の移動するものもあります。固定した視点場からの眺望には広がりを持つ眺望（パノラマ）や、強い方向性を持つ眺望（ビスタ）があり、移動する視点からの眺望は連続して変化する眺め（シークエンス）と言う特徴があります。

c. 「見下ろす」眺望と「見上げる」眺望

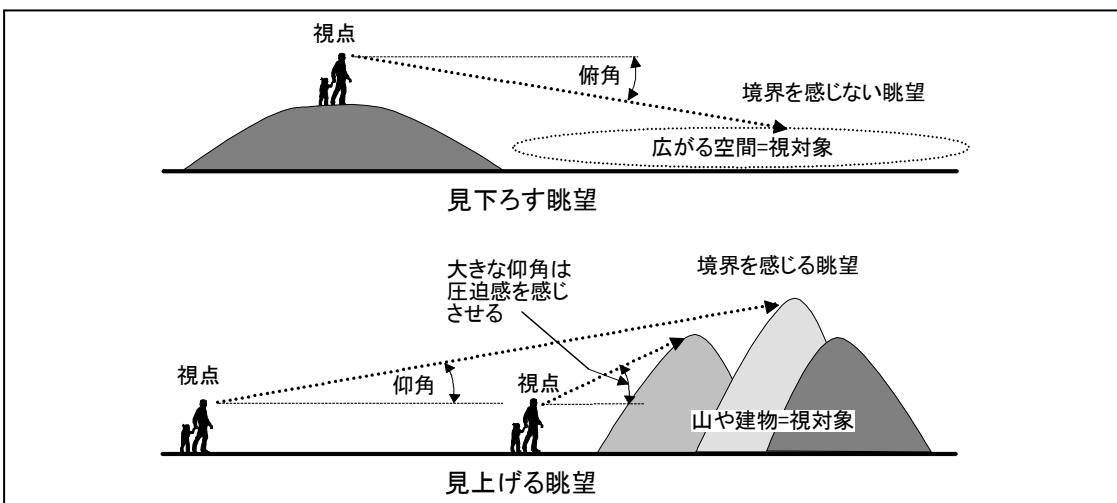
眺望には上から下へ「見下ろす」眺めと、下から上へ「見上げる」眺めがあります。

一般的に「見下ろす」眺めには、眺める範囲の境界が不明瞭で区切ることが難しいという特徴があり、空間の広がりを強く認識することができます。

「見上げる」眺めには、背景となる空と対象物により明瞭な眺める範囲の境界が認識され、区切られた空間や眺望の対象物を強く認識することになります。また、「見上げる」角度がある程度以上になると圧迫感を感じるようになります。



■図一「見下ろす」眺望と「見上げる」眺望の説明図



■図一「見下ろす」眺望と「見上げる」眺望の説明写真



○見下ろす眺望の事例
山頂から山麓へ見下ろし、地平線まで広がりを感じる景観



○見上げる眺望の事例
低地からランドマークとなる山を見上げ、眺望の対象物を強く感じる景観

(5) 建築物や工作物をつくる行為における景観上の配慮項目

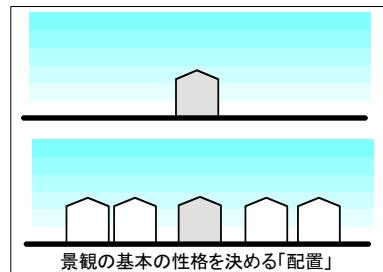
上記、(1)から(4)までの基礎知識は、現況の景観を把握するための知識ですが、実際には、景観は人間の行為によって大きく変化していきます。この行為の中で大きな影響を与えるものが、建築物や工作物をつくる行為です。

ここでは、景観に大きな影響を与える、建築物や工作物をつくる行為のどのような点が景観を創っていく上で重要なのかを説明します。

①配慮項目の説明

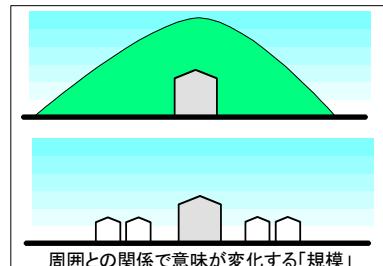
ア. 配置＝敷地の設定

敷地の設定は、どこに人工物を設置するかということであり、遠景、中景で重要な構成要素です。景観の基本を決定する要素です



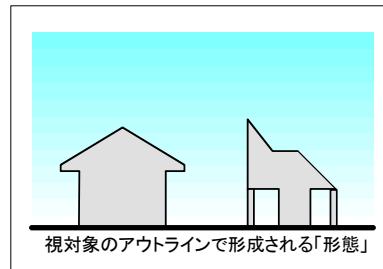
イ. 規模

規模は、背景となる要素や周囲の要素との比較により意味を持ちます。基本的に遠景、中景で重要な構成要素で、周囲や背景と比較して十分大きければ、視線が集中します。



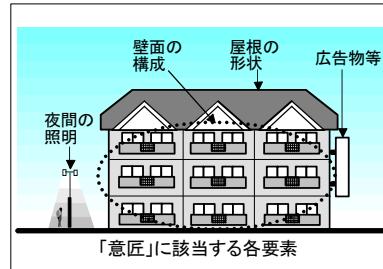
ウ. 形態

形態は、視対象のアウトラインによって形成されます。遠景、中景、近景で重要な構成要素で、周囲や背景と大きく異なった形態を持つと、周囲から際だった景観要素となります。



エ. 意匠

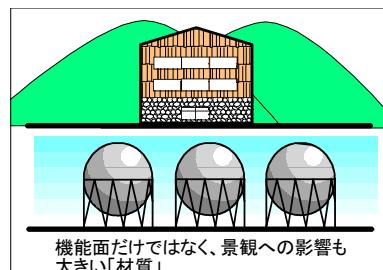
意匠は、文化や歴史等を感じさせたり、視対象の機能を表現する要素となります。中景、近景で重要な構成要素で、意匠には、屋根の形状や、壁面の構成、広告等の付属物等も含まれます。また、夜間の照明も意匠に含まれます。



オ. 材質

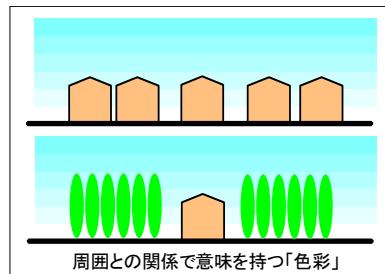
視対象が、どのような素材でできているかによって、周囲との調和が図られたり、逆に損なわれたりします。

また、材質によって美しさを表現することもでき、近景で重要な構成要素です。



力. 色彩

色彩は、視対象を周囲と区別したり周囲との調和をもたらす機能や、美しさや賑わいを演出する機能を持ち、中景、近景で重要な構成要素です。



■図一色彩豆知識（出典：青森県景観色彩ガイドプラン）

色のコミュニケーション(色を的確に伝えるために)

赤や黄色、緑、ページュ、グレーと色を言葉で表しても、相手に自分の思う色が正しく伝わることは、まずありません。一般的に“赤”といつても、

- 鮮やかな赤、 ●暗い赤
- じみな赤、 ●明るい赤

などこれ以外にもたくさんあります。ですから色を正確に伝えるためには、言葉だけでなく、必ず“色票(色見本)”や“マンセル値”を用いて表します。

マンセル値(表色系)では、色は色相、明度、彩度、の3つで表されます。3つすべてを持っているものを有彩色、色あいがなく、明度だけ持っているものを無彩色(N:Neutral)といいます。

「色相」……色あい、色味の違い(Hue)。
とは 赤(R)・黄赤(YR)
黄(Y)・黄緑(GY)
緑(G)・青緑(BG)
青(B)・青紫(PB)
紫(P)・赤紫(RP)

*記号はアルファベット読みです。

の10色相が等間隔に配列され、右上の図の「色相環(色あい)」のように、連続した円環になります。

「明度」……明るさの度合(Value)。明度0で表される理想の黒から、明度10の理想の白までの間を等間隔に10に分割されます。実際に使う色は、1~9.5の範囲で表されています。

「彩度」……色の鮮やかさの度合。色味を持たない彩度0の無彩色(白・黒・グレーなどの色)から、各色相の純色に向かい鮮やかさにしたがって、数値化されています。

マンセル値の「書き方」と「読み方」

色相、明度、彩度の順で表記します。

この鮮やかな赤は…

色相 明度 彩度

5R 4/16

ゴール ヨンの ジュウロク

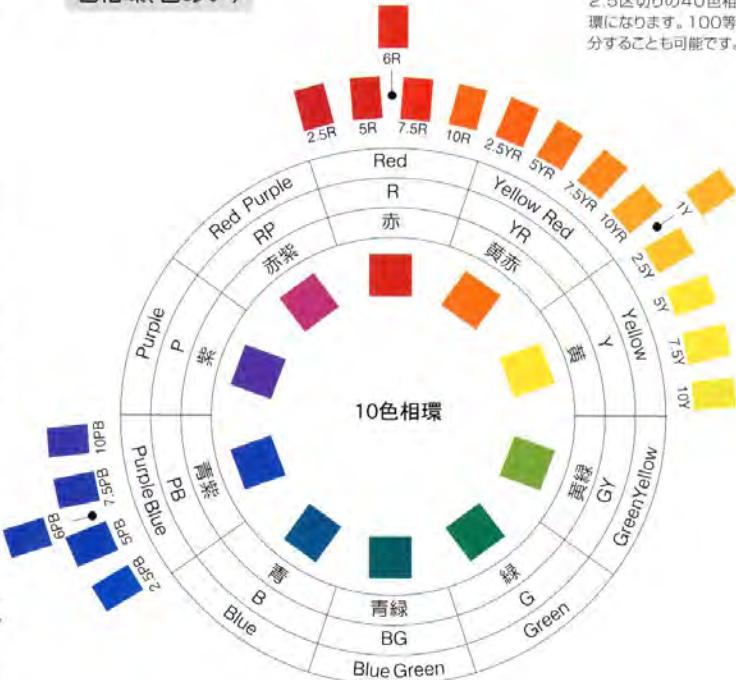
このおだやかなページュは…

10YR 7/1.5

ジュウイアール ナナの イチテンゴ

色相環(色あい)

*各色相を4等分すると
25区切りの40色相環になります。100等分することも可能です。



無彩色

白 N9.5

ラ N9

イ N8.5

ト N8

グ N7.5

レ N7

ミ N6.5

テ N6

イ N5.5

ア N5

ム N4.5

グ N4

レ N3.5

タ N3

イ N2.5

グ N2

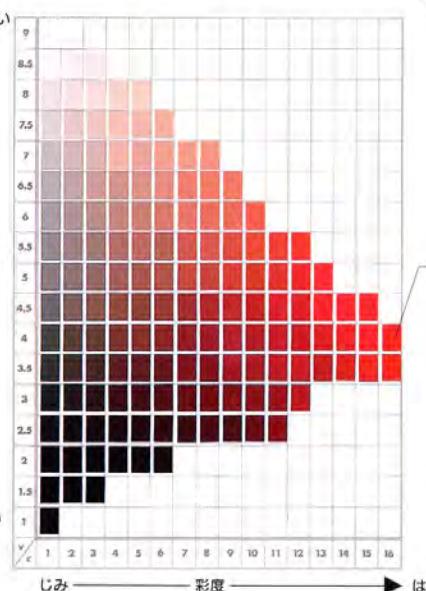
レ N1.5

タ N1

黒 N1

色相面(5Rの等色相面)

5Rの例



②建築物や工作物をつくる行為における景観上の配慮項目と「近景、中景、遠景」との関係

建築物や工作物をつくる行為における景観上の配慮項目が、景観の捉え方のところで説明した「近景、中景、遠景」のどの段階で重要なのかについて、表にまとめました。

■表一 建築物や工作物をつくる行為における景観上の配慮項目と「近景、中景、遠景」との関係

建築物や工作物をつくる行為における景観上の配慮項目	配置=敷地の設定	遠景・中景・近景での重要性		
		近景	中景	遠景
	規模		○	○
	形態	○	○	○
	意匠	○	○	
	色彩	○	○	
	材質	○		

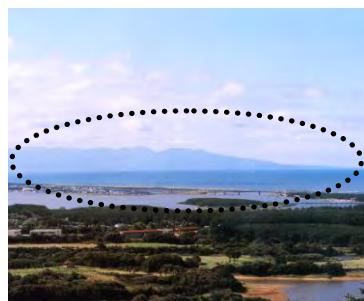
■図一 近景・中景・遠景の写真説明



○近景の事例
建物の仕上げや材質が理解できる景観



○中景の事例
多くの建物で市街地の眺めが形成されていることが理解でき、屋根の色等で個々の建物が区別できる景観



○遠景の事例
山の稜線がシルエットとして浮かび上がり、山々の重なりが濃淡で理解できる景観

2. 景観の現況調査

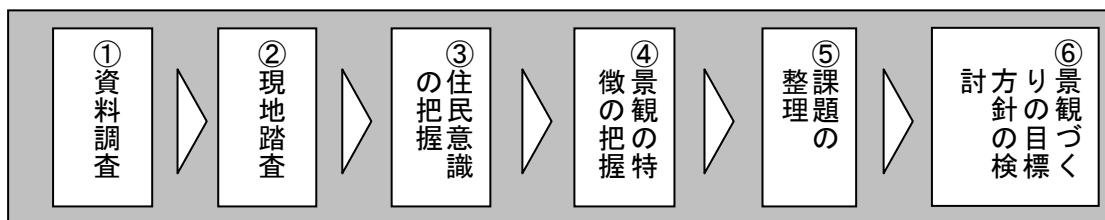
景観の現況調査を行う理由は、地域の景観を客観的に見つめ直し、課題を明らかにすることにより、景観づくりの方向性や景観づくりに必要な施策の内容を検討する土台をつくることがあります。

景観づくりは第1章で述べた通り、住民・事業者等、行政が協力して行うものです。地域の景観づくりに住民の意向を反映するためにも、調査段階から積極的に住民に参加してもらうことが必要です。

(1) 調査の流れと各段階の説明

実際に調査を行う際の参考的な流れと各項目について以下に説明しますが、ここに示すものはあくまでも参考例であり、必ずこのようなステップを踏まなければならないというものではありません。

■図一 景観づくりの調査の流れ（目標・方針の設定まで）



①資料調査

地域らしさを把握することを主眼として、地域の景観を形づくっている自然系、生活・産業系、文化・歴史系条件について、既存資料等から概況を調査します。

■表一 概況把握のためのデータの項目例

項目例	内容
自然系	・山地、丘陵地、平地、河川、水面、山頂、稜線
生活・産業系	・気候、地勢、人口、産業、土地利用、都市化概況 ・上位計画における景観の位置づけ ・広域における自然的、社会的な市町村の位置づけ ・市町村が属する景域の現況と課題、景域内の市町村の位置づけ ・これまでの市街地形成の考え方、今後のまちづくりの計画・構想 ・道路、河川等の都市施設で景観関連事業の計画及び実績 ・まちづくり活動、建築協定、緑地協定、自治会や住民組織等の特徴的な活動
歴史・文化系	・地域の歴史 ・市街地形成の歴史 ・祭事、イベント

②現地踏査

全体的な景観の傾向を調査するためには、調査対象となる地域を偏りなく見て回ることが有効です。これまで気付かずにいた景観資源を発見することにもつながり、地

域の個性を活かした景観づくりに役立ちます。

③住民意識の把握

住民意識の把握は、住民が日常生活の中で、自分達が住んでいる地域の景観についてどう感じているか、何を大事にしたいと思っているか、どんな点に問題があると考えているかなどについて知るために重要です。把握の方法としては以下のような方法があります。

a. アンケート

地域の特徴や印象などに関する住民の意識や考え方等を把握するために必要な質問項目を設定して、住民にアンケート調査を行うことが考えられます。また、事業者に対して、景観に対する意識や、施設整備や土地利用の際の景観的配慮点、今後の施設整備の予定などを調査することも考えられます。

b. ワークショップ

景観づくりに関心のある住民等を募集し、景観に対する認識や、今後の景観づくりの方向性などについて、自由に話し合ってもらう「ワークショップ」を実施することも、景観に関する住民意識を捉える有効な手段の一つです。



○室内でのワークショップ風景



○屋外でのワークショップ風景

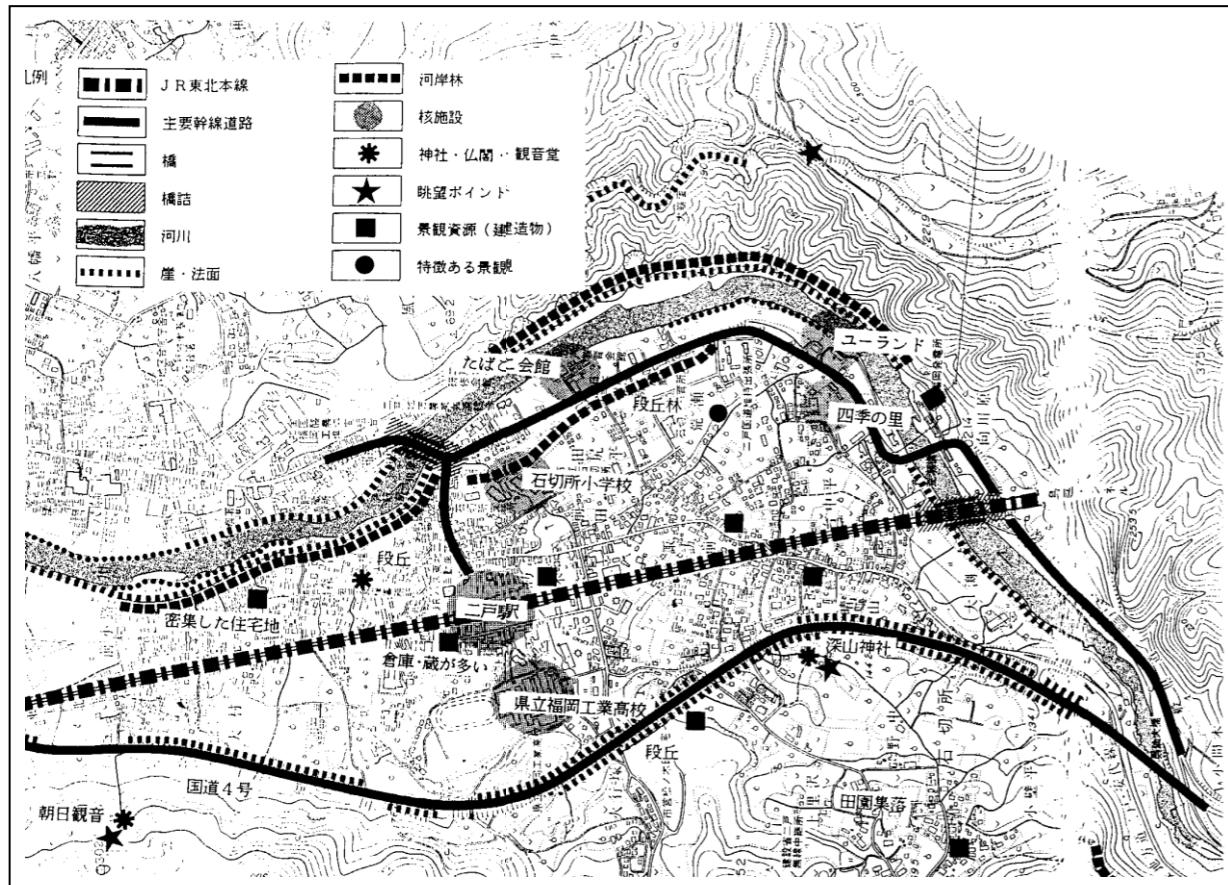
④景観の特徴の把握

地域の景観の特徴を正確に把握するため、資料調査や現地調査で取り上げた景観資源の分布を地図や表に整理します。

また、農地・市街地等の土地利用状況、山地・台地・低地等の地形など、景観上同質の面的な広がりを持つ区域、道路・河川などの軸を形成する要素を地図に整理することにより景観上の特徴が明確になります。

これらの図や表によって、どこにどのような景観上の特徴があるのかが明確になり、地域の特性にあった景観づくりを進めやすくなります。また、地域の景観の現状を住民・事業者、行政等の景観づくりに関係する人々が共有していくことにより、今後の景観づくりの方向性を検討する共通の土台とすることができます。

■図表一 景観資源図の具体例（二戸市街づくりの調査検討及び官公庁施設整備構想報告書）



		各地区的景観資源の特性										●特徴のあるもの、◎注目されるもの、○資源として認められるもの												
		自然・地形					建物・人・物					屋外施設			人的活動									
地区番号	自然・地形	山並み	河岸段丘	河原段丘	中の島	親水性(せせらぎ)	河岸林	段林	鎮守の森	屋敷林	自然堤防	寺(社寺林)	城跡	歴史的建物	橋	ラバードマーク	緑道	休憩系	照明系	遊具系	その他	市	その他	
		山並み	河岸段丘	河原段丘	中の島	親水性(せせらぎ)	河岸林	段林	鎮守の森	屋敷林	自然堤防	寺(社寺林)	城跡	歴史的建物	橋	ラバードマーク	緑道	休憩系	照明系	遊具系	その他	市	その他	
1	● ◎ ○ ○											○ ○			● ○									
2	○											○ ○ ○ ○		○										
3	○		● ● ● ●	●			● ●									●		○						
4	○	● ● ● ●	● ○	●		● ●		● ●							○ ● ● ● ○ ○ ● ○							●		
5	○																○ ● ● ○ ○ ○ ○					○		
6	○		○ ○	○ ○			○ ○										○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
7	○ ○	○ ○					○	●				●					○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
8	◎ ○	○ ○					●	○										●				○ ○		
8'	●													●										
9		○ ○			○ ○		○										○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
10		○ ●			○ ○		○ ○ ○		●			●			● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
11		○ ○					●										○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
12	○	○ ○						○									○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
13		○ ○ ○					○ ○					○					○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
14	○	○ ○					○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
15							○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
16	○	○ ○ ○	○ ○ ○	● ●	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
17	○	○ ○ ○							●								○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
18			○ ○ ○									●						○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
19	○	○ ○					○ ○										○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						

⑤課題の整理

景観の課題とは、地域の景観の良い点を保全するためにはどうすればよいか、悪い点を改善するにはどうすればよいか、不足している点を補うにはどうすればよいか、ということです。これらを整理することにより、どこに、どのような景観づくりが必要であるかが明らかになり、景観づくりの目標・方針を立て施策を講じることができます。

景観の課題を整理する方法の一つとして、景観課題図による整理があります。これは、調査により明らかになった景観資源において、保全要素（良好な景観を形づくっている要素で、守る必要があるもの）、不足要素（明確なイメージが必要な場所で、その表現が不足しているもの）、阻害要素（景観を乱している要素で、改善したり除去する必要があるもの）を明確にするとともに、これらを地図に落とし込むことにより、景観づくりに関わる様々な立場の人々が共通の認識を持てるようになります。

■表一 景観の課題の整理項目

	内容
保全要素 (良好な景観を形づくっている要素で、守る必要があるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークへの眺望 ・市街地の背景となっている斜面林 ・往時を偲ばせる街道の並木道 ・地域の景観を特徴づける歴史的な施設 等
不足要素 (明確なイメージが必要な場所でその表現が不足しているもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特徴を表現していない駅舎 ・画一的なデザインの住宅団地 ・街路樹等の演出がない駅前道路 等
阻害要素 (景観を乱している要素で、改善したり除去する必要があるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なコンクリート吹きつけの法面 ・農地内に突然現れる住宅群 ・周囲と調和しない色彩やデザインを持つ施設や広告物 ・野積みされた廃棄物 等

第3章 景観づくりを考える

1. 景観づくりの目標・方針の検討

景観づくりとは、“将来の景観を創っていくこと”です。「明確な景観づくりのビジョン」を提示することによって、初めて住民・事業者等、行政が将来の景観の姿を共有することができるのです。このことから「明確な景観づくりのビジョン」としての景観づくりの目標・方針が必要とされているのです。

目標は、住民にわかりやすく、親しみやすいものとなるようにまとめます。

方針の検討には、農地・商業地・住宅地等の同質のまとまりを持つ面的な景観資源、道路や河川等の軸を形成する景観資源、重要なランドマークとなる建築物や地域の顔となる駅前等の点的な景観資源など、景観資源の種類を中心に景観づくりの方針を検討する方法や、地域を町内会・自治会、行政区域等で区切り、その区域ごとに景観づくりの方針を検討する方法などがあります。

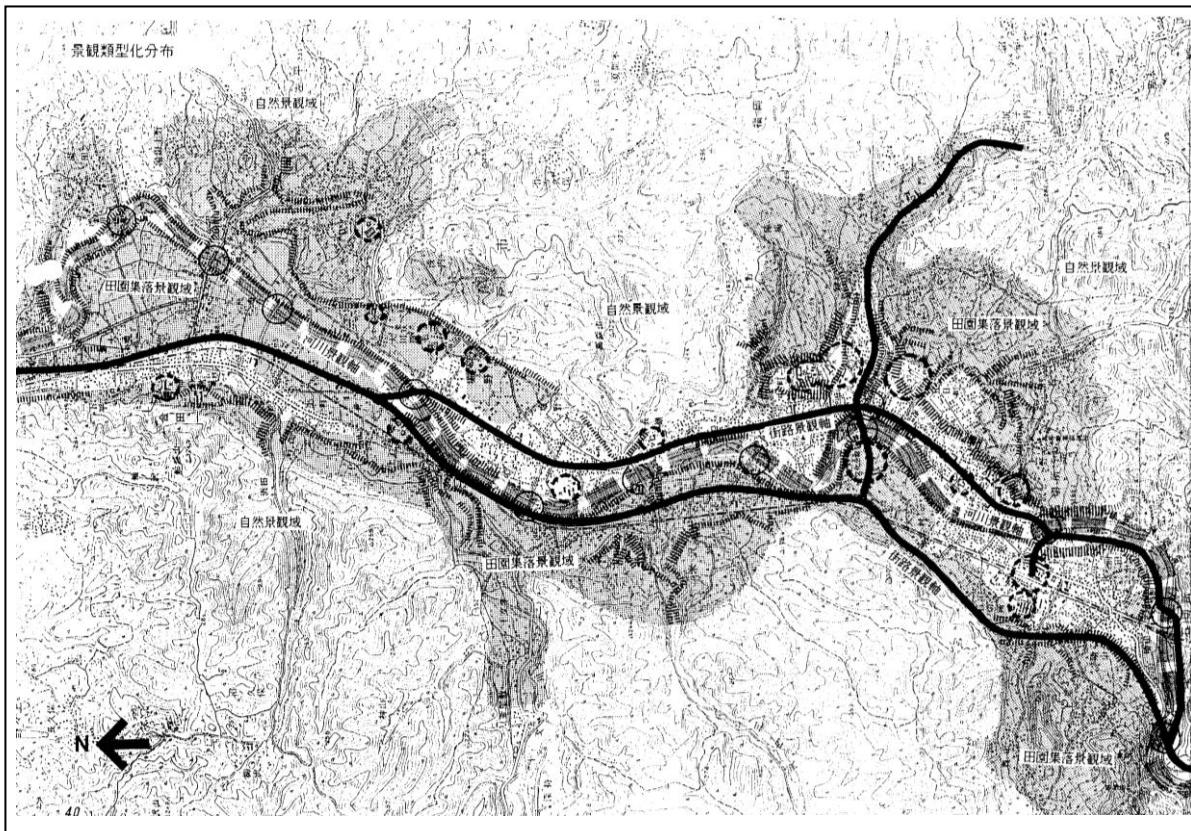
■表一 景観づくりの基本方針の具体例（二戸市街づくりの調査検討及び官公庁施設整備構想報告書）

4-2 景観づくりの方向

(1) 景観類型化からの街づくり

前章2-1の景観類型化に沿った景観づくりの方向性をまとめると以下のようになる。

景観特性と課題	基本方針	対象物、構成要素	施策の方向付け	
眺望系	<ul style="list-style-type: none"> ・二戸らしい河岸段丘地形と市街地 ・眺望対象と眺望点の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と市街地環境の調和 ・二戸らしい眺望景観の育成と保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺山地丘陵地形 ・馬淵川沿いの河岸林 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物などの景観の配慮 ・ランドマークの育成 ・眺望点の整備
自然緑地		<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・親しみのもてる自然環境の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と生活文化の一体性 ・日常的なレクリエーション施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然緑地、段丘緑地の保全 ・緑道ネットワークなどの整備
田園集落景観	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に入り組んだ段丘面の緑地環境が二戸らしい背景となる ・伝統的な田園緑地と開発の調和 	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望の対象としての景観資源の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・民家集落と一緒にとなった文化的環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建築、民家、蔵、屯所等のなどの保全
河川軸景観	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に隣接して、変化のある景観をつくる ・市民が見近に親しめる河川空間は少ない ・水緑軸 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の保全 ・親しみある河川空間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川空間のレクリエーション利用 ・河岸林の保全 ・沿岸建築物の景観的配慮 ・橋、橋詰空間のデザイン的な配慮 ・水質の保全 	
道路軸景観	<ul style="list-style-type: none"> ・馬淵川にそった梯子状の道路網が市街地の構成に秩序をつくる ・沿道空間と一体となった連続性、時代の多様な建築物の重合への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・個性的な道路空間の創造 ・ゆとりと趣いのある道路環境の形成 ・判りやすい都市空間の構成 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域および域内幹線道路 ・主要交差点 ・橋詰 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道建築物などの景観上の配慮 ・歩行者空間の整備
住宅地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の安全性、快適性の確保に加えやすらぎとゆとりある生活空間の育成 ・境界領域の壁、生垣、擁壁、建築物の外壁や屋根等の構成要素の秩序だて 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の個性づくり ・ヒューマンスケールの街並みづくり ・文化性 		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の既成誘導 ・文化的資源、伝統の保全、育成
商業地・業務地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・街並の連続性と活気づくり ・景観構成要素のコントロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・個性と重いのある街並づくり ・明確な都市空間性 	<ul style="list-style-type: none"> ・既成商店街 ・新規開発区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物や屋外広告の規制・誘導 ・歩行者空間、市空間の整備、配慮
工業地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の事業所が混在する地区や誘致企業の立地の進む地区などがある。 ・周辺環境との調和と活気の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設環境の改善と併せた修景への取組 ・工場緑化などによる周辺環境との調和 	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地にある工場用地 ・仁左平等の立地が進んでいる地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の育成とR1化のための修景・緑化の推進、街並み保全 ・風土性あるオープンスペースの確保



2. 景観づくりの方向性の類型

ここでは、具体的な景観づくりの方向性の類型を（1）「景観づくりを行う制度・事業」、（2）「景観づくりを支援していく施策」として類型化して示します。

さらに（1）「景観づくりを行う制度・事業」については自然景観、歴史・文化景観、生活・産業景観、眺望景観という景観の種類、「保全」「不足」「阻害」という景観づくり上の課題の視点を加えながら、類型の内容を整理しています。

各制度・事業の類型毎に、関係する事例が記載された第4章のページを示します。（関係ページ番号のカッコ内は事例写真番号を示す）

（1）景観づくりを行う制度・事業の類型

①自然景観づくりのための制度・事業の類型

優れた自然を中心とした景観づくりを行うための制度・事業の類型を以下にまとめます。

a. 自然景観の保全

- ・良好な自然景観を保全するための計画策定
- ・良好な自然景観を形成している山、河川、樹林地、草原、湖、浜辺などの保全制度の創設----- p. 25, 27, 50(1)
- ・優れた自然景観を、地域住民や観光客が参加して維持管理するための仕組みづくり
- ・自然景観の中でも重要度が高い場合の用地の公有地化

b. 自然景観の整序

- ・施設建設の際、自然景観と調和するよう誘導（色彩、デザイン、素材等）----- p. 50(2)～51(5)

c. 自然景観の活用

- ・自然景観に親しめる観点場の整備

②歴史・文化景観づくりのための制度・事業の類型

地域の歴史・文化を表現する景観づくりを行うための制度・事業の類型を以下にまとめます。

a. 歴史・文化景観の保全

- ・良好な歴史・文化景観を保全するための計画策定、制度創設----- p. 29, 31
- ・身近な歴史・文化景観を、地域住民や観光客が参加して維持管理するための仕組みづくり
- ・歴史・文化景観として重要な祭り、伝統行事等の運営組織の活性化
- ・良好な歴史・文化景観を有する地区では、周囲の景観と調和するよう施設や広告物のデザイン、色彩、素材等に配慮----- p. 29, 31, 52(6)～53(11)

b. 歴史・文化景観の整序

- ・歴史景観と調和するよう施設や広告物の改造に対する助成等を行い阻害要因を除去

c. 歴史・文化景観の活用

- ・保全されている歴史・文化景観を見て回る「歴史景観の小径」等の見学ルートの設定、整備

③生活・産業景観づくりのための制度・事業の類型

身近な生活・産業景観を活かす景観づくりを行うための制度・事業の類型を以下にまとめます。

a. 生活・産業景観の保全

- ・住宅地、工業地、商業地、集落地等の景観を保全するための計画策定、制度立案----- p. 33, 35, 39

- ・住民、事業者が参加した景観の維持管理のための仕組みづくり--- p. 33, 35, 41

b. 生活・産業景観の創造

- ・大規模な民間施設を整備する際、景観に配慮するためのガイドライン等の策定

- ・公共事業を行う際、景観に配慮するためのガイドライン等の策定

- ・広告物や公共サインの地域に応じた掲出場所や規模、デザイン等のルール策定----- p. 56(19)～57(21)

- ・大規模な施設整備における景観への配慮----- p. 37, 39, 54(12)～56(18)

c. 生活・産業景観の整序

- ・美しい夜景のために都市の「あかり」を整えるガイドライン等の策定

- ・景観阻害物となっている電線等の地下埋設

- ・敷地や施設の緑化----- p. 41, 57(22), 57(23)

④眺望景観づくりのための制度・事業の類型

地域の個性を表現する眺望景観を活かす景観づくりを行うための制度・事業の類型を以下にまとめます。

a. 眺望景観の保全

- ・良好な眺望を保全するためのガイドラインの策定----- p. 43

b. 眺望景観の創造

- ・道路、橋梁、港湾、建築物、工作物等の整備の際に、良好な眺望を得られるよう視点場を整備----- p. 45, 58(25)～59(27)

- ・良好な眺望景観が得られるようルートを設定----- p. 45

c. 眺望景観の整序

- ・施設等の整備の際に、眺望を阻害しないよう配慮・誘導

- p. 43, 45, 59(28), 59(29)

(2) 景観づくりを支援していく施策の類型

景観づくりを行っていく上では、良好な景観を創るだけでなく、景観を広く知ってもらうこと、景観についての理解を深めてもらうこと、景観を創っていくことへの支援を行うことも大切です。

①景観の PR

- ・優れた自然景観、歴史・文化景観、生活・歴史景観、眺望景観があることを広くPR----- p. 49

②景観についての啓発

- ・地域の自然景観、歴史・文化景観、生活・産業景観、眺望景観の保全に关心を持つもらうために、シンポジウムやワークショップを開催----- p. 49
- ・生涯学習や学校教育における総合的学習での、景観の重要性や保全、創出等に関する啓発
- ・住民、事業者に対しての、景観の重要性や保全、創出等に関する啓発- p. 29, 31, 39

③景観づくり活動への支援

- ・景観づくり活動を行う住民・事業者等の整備への助成・支援----- p. 47
- ・地域の景観づくりを担う住民や事業者による組織作り

市町村景観条例

先祖から受け継がれてきた貴重な財産（優れた景観資源）を保全し将来に継承するとともに、新たに形成されていく景観についても地域共有の財産となるようつくり上げていくためには、県民、事業者、行政それぞれの役割分担と協働のもとに継続的な息の長い取組みがなされていくことが必要です。

行政が行う景観形成のための制度には要綱、ガイドプラン、総合計画に盛り込む等いろいろな形態がありますが、その中で最終的に目指す形態が景観条例と考えられます。その理由としては、

- ①景観形成のため各種規制を行う場合は住民や事業者等にあらかじめ景観条例により明示しておく必要があること
- ②景観条例は、各種施策や取組みを行う上で最もよりどころとなるものであり、また、各種制度や計画を盛り込める総合的な制度であること
- ③条例化により、他の制度・計画等に比較して永続性が保たれるため、景観形成に必要である継続的な息の長い取組みを行うことが可能となる。

等が挙げられます。

県では景観条例を制定していますが、この条例は県内全域をカバーするため全県一律の基準とならざるを得ず、地域特性に応じたきめ細かい対応はできません。

従って、地域の特性や歴史的な背景を踏まえた将来像に向けて景観を形成していくための制度として、景観条例は各市町村ごとにあることが理想の姿と言えます。

参考

県内市町村の景観関連条例

名 称	市町村名	制 定 年 月
弘前市都市景観条例	弘 前 市	平成 6年 6月制定
青森市景観条例	青 森 市	平成 14年 6月制定
ふるさと尾上町の生け垣を守り育てる条例	尾 上 町	平成 4年 10月制定



尾上町の生垣推進
(農林水産省の農村景観百選に選定)
尾上町ホームページから